

## 水道管の凍結に 注意しましょう！

寒さも一段と厳しくなり、水道管の凍結が心配な季節になりました。水道管が凍結した場合の解冻や修理は、各家庭で対応していただく必要があります。休日や祝祭日に水道管が凍結してしまった場合は、「町指定給水装置工事店」が当番で対応しますので、当番店に直接ご連絡ください。なお、当番店以外でも、対応が可能な場合がありますので、各工事店にお問い合わせをお願いします。

### ■ご注意ください

水抜き栓が半開きだと、水が地中に流れ出してしまう。水抜き栓は、開けるときは全開、閉めるときは全閉にしてください。  
 園水道事業所 ☎65-8987

### 水道凍結修理休日当番店

月日	当番店	電話番号
12月 1 日(日)	八紘カイハツ	0195-27-4545
7 日(土)	ハタナカ水道	080-1813-0628
8 日(日)	蒲野建設	0194-72-2211
14 日(土)	馬淵川設備	66-2428
15 日(日)	山伸水道工業所	66-2813
21 日(土)	八紘カイハツ	0195-27-4545
22 日(日)	ハタナカ水道	080-1813-0628
28 日(土)	蒲野建設	0194-72-2211
29 日(日)	馬淵川設備	66-2428
30 日(月)	山伸水道工業所	66-2813
31 日(火)	蒲野建設	0194-72-2211
1月 1 日(水)	八紘カイハツ	0195-27-4545
2 日(木)	ハタナカ水道	080-1813-0628
3 日(金)	馬淵川設備	66-2428
4 日(土)	山伸水道工業所	66-2813
5 日(日)	八紘カイハツ	0195-27-4545

### 水道事業所からのお知らせ

令和7年1月1日から  
水道料金が変わります

▶詳しくは広報くずまき10月号  
または町ホームページをご覧ください。



町ホームページ



令和6年度除雪機械出動式とふれあい乗車体験は11月12日、除雪機械格納庫前で開催され、除雪ドーザーやトラックなど計5台の機器の点検と園児の乗車体験が行われました。出動式では、鈴木重男町長が「町民の安全な暮らしを確保するため、適切な除雪作業をお願いしたい」と訓辞を述べました。その後、鈴木町長から八幡良一運転手へ車両の鍵の引き渡しと、各車両のライトやクラクションなどの点検を行い、冬の到来に備えました。乗車体験には4保育園の園児らが参加。車両のハンド

### 園児の乗車体験も実施 除雪機械出動式

ルやレバーに興味津々な様子で握りしめていました。  
**■除雪にご協力ください**  
 町では、冬期間の安全な交通を確保するため、降雪量に応じて除雪作業を行います。次のことにご理解とご協力をお願いします。  
**▼通学や通勤、通院などの安全確保のため、深夜から早朝にかけて作業を行う場合があります。その際、作業音や振動が発生しますが、ご理解をお願いします。**  
**▼除雪車が通過後、沿線のご家庭の敷地内に雪が残る場合があります。その場合は各家庭での除雪にご協力をお願いします。**



△作業員から除雪機械の説明を聞く園児たち  
 ◁ハンドルを握り、運転手の気分を味わう園児

## 健康保険証からマイナ保険証へ

健康保険証を12月2日に廃止する政令が公布されました。お持ちの保険証の取り扱いや経過措置などについてお知らせします。

マイナ保険証ってなあに？  
 マイナンバーカードを保険証として利用することです。



園住民会計課 ☎65-8993



### 1 マイナ保険証をご利用ください！

令和6年12月2日以降、保険証の新規発行、再発行がされなくなります。マイナ保険証の登録、ご利用をお願いします。

#### ■令和6年12月1日時点にお手元にある保険証について

- 町国民健康保険や後期高齢者医療広域連合が発行した保険証には有効期限（令和7年7月31日）が記載されていますので、その日付まで使用可能です。
- 職場の健康保険に加入した人や転居などで保険者が変わった場合には、使用できませんのでご注意ください。

#### ■令和6年12月2日以降について

- マイナ保険証を持たない人には「資格確認書」が交付されます。
- 加入している健康保険を切り替える人や健康保険証を紛失した人は、加入先の保険者に申請することで「資格確認書」が交付されます。  
 ※マイナンバーカードを紛失した場合は機能停止の手続きが必要です。



### マイナ保険証を使うためには？

- マイナンバーカードを保険証として利用するためには本人によるマイナポータルからの「初回登録」が必要です。
- 住民会計課や葛巻病院の窓口では初回登録のお手伝いをしています。



### マイナ保険証を利用するメリット

- ▶**限度額以上の一時的な支払いが不要になります。**
  - 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払いが不要になります。
  - ※乳幼児や子ども、重度心身障がい者などの町独自の医療費助成は書類の持参が必要ですので、ご確認ください。
- ▶**健康管理や医療の質の向上につながります。**
  - マイナポータルを使用することで過去の健康診断の結果や薬剤情報、診療情報が分かります。
  - 受診時本人の同意があれば医師や薬剤師と情報を共有できるため、データを活用したより良い医療を受けることができます。



#### ▶健康保険が変わった場合でも健康保険証として使用できます。

- 就職や転職、引っ越しなどで健康保険が変わった場合でも保険証の切り替えを待たずに「マイナ保険証」で受診できます。  
 ※健康保険への加入、脱退の手続きは引き続き必要です。

### マイナ保険証に関するQ&A

- Q** マイナンバーカードを持っていない人はどうするの？
- A** 住民会計課で申請することができます。マイナ保険証の初回登録もお手伝いします。お気軽にお問い合わせください。



デジタル庁、厚生労働省のホームページも併せてご覧ください。

マイナンバーカード 保険証利用

検索



厚生労働省  
ホームページ

国マイナンバー総合フリーダイヤル  
 ☎0120-95-0178（無料）  
 【受付時間】

平日…9時30分～20時  
 土日祝…9時30分～17時30分